

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第16期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
【英訳名】	Starbucks Coffee Japan, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役最高経営責任者(CEO) 岩田 松雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目22番16号
【電話番号】	(03) 5412-7031(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 伊藤 栄規
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目22番16号
【電話番号】	(03) 5412-8969
【事務連絡者氏名】	経理部長 伊藤 栄規
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第1四半期 累計(会計)期間	第16期 第1四半期 累計(会計)期間	第15期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	23,880	25,170	97,078
経常利益(百万円)	2,117	2,175	6,637
四半期(当期)純利益または四半 期純損失( )(百万円)	938	1,043	3,347
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金(百万円)	8,370	8,384	8,380
発行済株式総数(株)	1,426,494	1,427,607	1,427,277
純資産額(百万円)	30,482	31,307	33,061
総資産額(百万円)	43,572	47,404	48,335
1株当たり純資産額(円)	21,368.95	21,930.26	23,163.91
1株当たり四半期(当期)純利益 金額または1株当たり四半期純損 失金額( )(円)	657.72	731.06	2,346.39
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	654.33	-	2,333.97
1株当たり配当額(円)	-	-	400
自己資本比率(%)	70.0	66.0	68.4
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,086	1	10,294
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,281	722	2,448
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	365	494	2,442
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	4,395	8,141	9,359
従業員数(人)	1,975	1,927	1,879

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移につ  
きましては記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 持分法を適用すべき関連会社はありませんので、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4. 第16期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株  
式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容につきまして、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間におきまして、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	1,927	(17,922)
---------	-------	----------

（注）従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は主として一般顧客を対象とした店舗販売を行っているため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当第1四半期会計期間 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日		
	売上高(百万円)	売上構成比(%)	前年同期比(%)
店舗販売			
ビバレッジ	18,121	72.0	101.9
フード	3,883	15.4	106.4
コーヒー豆	1,570	6.2	184.0
コーヒー器具等	1,025	4.1	91.8
店舗販売計	24,600	97.7	105.1
その他	569	2.3	120.5
合計	25,170	100.0	105.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間におきまして、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクにつきまして重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間におきまして、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国の経済は、欧州における財政不安を発端とした景気の下振れ懸念はあったものの、中国を中心としたアジア諸国の堅調な需要に支えられ、輸出型の産業を中心として企業収益の改善が見られました。

雇用情勢につきましては、依然として改善の傾向が見られませんが、個人消費は一部の業種及び業態において緩やかな回復基調に転じております。

当社が属するスペシャルティコーヒー市場におきましても、消費者の低価格志向が薄らいだ結果、客数の増加などを始めとして回復の兆しが見られるようになりました。このような状況の下、当社は次のような事業展開を行いました。

当社の強み及び特長であります「最高のコーヒー」「くつろげる空間」「パートナーによる魅力的なサービス」を生かした「サードプレイス（お客様の職場と家庭との間にあって、いつでも安心してくつろげる第三の場所）」の提供を一層強化し、ブランドの差別化に努めました。

新商品につきましては、4月より発売を開始した本格的なプレミアムスティックコーヒー「スターバックス ヴィア コーヒーエッセンス」が大変ご好評いただきました。また、ビバレッジでは「ダーク モカ チップ フラペチーノ」や、同商品を初夏に合わせてアレンジした「ダーク モカ & オレンジ フラペチーノ」が、フードでは「抹茶蒸しパン」や「バニラシフォンケーキ」などがご好評いただきました。

店舗展開につきましては、環境に配慮したグリーンストア「福岡大濠公園店」や徳島県第1号店となる「徳島駅クレメントプラザ店」等を出店いたしました。10店舗の新規出店、1店舗の退店（出退店のいずれも直営店）を行った結果、当第1四半期会計期間末における店舗数は886店舗（うちライセンス32店舗）となりました。

以上の活動の結果、売上高は25,170百万円（前年同期比5.4%増）となりました。取引件数が順調に推移した結果、既存店売上高は対前年同期比102.7%となりました。また、継続的な新規出店により全体でも増収となりました。

月別の既存店対前年同期比は以下のとおりです。

	月	4月	5月	6月	累計
既存店 対前年同期比	売上高	100.7%	103.7%	103.4%	102.7%
	取引件数	101.1%	104.3%	104.9%	103.5%
	客単価	99.6%	99.5%	98.6%	99.2%

売上総利益は18,341百万円（同6.1%増）と、前年同四半期会計期間に比べて1,050百万円の増益となり、売上総利益率は72.9%（同0.5ポイント増）となりました。これは従来より取り組んでまいりました原材料価格の低減施策及び品揃えの最適化等の、収益改善効果が表れたことによるものです。

営業利益は2,069百万円（同1.8%増）と、前年同四半期会計期間に比べて35百万円の増益となりました。これは店舗環境及び人材への投資拡大による経費の増加等により、販売費及び一般管理費率が64.6%（同0.7ポイント増）となったものの、売上総利益の増加によるものです。

経常利益は2,175百万円（同2.7%増）と、前年同四半期会計期間に比べて57百万円の増益となりましたが、当第1四半期会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」が適用となったことによる影響額2,852百万円、及び同会計基準適用を契機として、対象となる有形固定資産の耐用年数の見積りを変更したことによる過年度分の償却費相当額705百万円を固定資産臨時償却費として特別損失に計上したこと等により、1,043百万円の四半期純損失（前年同四半期会計期間は938百万円の四半期純利益）となりました。

（注） は登録商標を示しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前年同四半期会計期間に比べて3,745百万円増加し、8,141百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は、1百万円（前年同期は2,086百万円の増加）となりました。これは、主に資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額2,852百万円や固定資産臨時償却費705百万円があったものの、税引前四半期純損失1,700百万円や法人税等の支払い12,437百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、722百万円（前年同期差559百万円減）となりました。これは、主に新規出店及び既存店の改装を主目的とする有形固定資産の取得による支出713百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、494百万円(同128百万円増)となりました。これは、主に配当金の支払い502百万円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題につきまして重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間における主要な設備の増加は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	差入保証金 (百万円)	計 (百万円)	
福岡大濠公園店他 (福岡県他)	店舗 (新規出店10店舗)	307	126	109	544	20
京都リサーチパーク店他 (京都府他)	店舗 (改装111店舗)	195	110	-	305	-
計		503	236	109	850	20

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、新規開店店舗の従業員数のみ記載しており、臨時従業員は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等につきまして、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

前事業年度末における設備計画等のうち、当第1四半期会計期間におきまして完了したものは、「(1) 主要な設備の状況」の項に記載のとおりであります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名ま たは登録認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	1,427,607	1,427,737	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マー ケット-「ヘラクレス」)	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であります。 なお、当社は単元株制度 は採用しておりません。
計	1,427,607	1,427,737	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。



( 2 ) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の状況  
(平成13年2月28日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,892
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,500
新株予約権の行使期間	平成15年3月1日から 平成23年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 6,500 資本組入額 3,250
新株予約権の行使の条件	<p>新株引受権を付与された者は、権利行使時においても当社の取締役または使用人の地位であることを要する。</p> <p>また、原則として、行使期間中に取締役または使用人の地位を喪失した場合でも地位喪失時の属する月の末日より3ヶ月以内において権利行使することができる。</p> <p>さらに、新株引受権を付与された者が行使期間中に死亡した場合には、相続人は死亡時より6ヶ月以内に限り権利行使することができる。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象取締役及び使用人との間で締結する新株引受権付与契約に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定等を行うことができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況  
(平成14年6月25日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,143
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,143
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,500
新株予約権の行使期間	平成16年6月26日から 平成24年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 30,500 資本組入額 15,250

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時においても当社の使用人の地位であることを要する。</p> <p>また、当社の使用人の地位を喪失した場合でも地位喪失時の属する月の末日より3ヶ月以内において権利行使することができ、使用人の地位を離れた後、直ちに当社の取締役または監査役に就任したときは、当該取締役または監査役の地位を有する間、権利行使することができる。</p> <p>さらに、新株予約権者が行使可能期間中に死亡した場合には、相続人は死亡時より6ヶ月以内に限り権利行使することができる。</p> <p>その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況  
(平成15年6月24日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,579
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,579
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,980
新株予約権の行使期間	平成17年6月25日から 平成25年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 12,980 資本組入額 6,490
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時においても当社の使用人の地位であることを要する。</p> <p>また、当社の使用人の地位を喪失した場合でも地位喪失時の属する月の末日より3ヶ月以内において権利行使することができ、使用人の地位を離れた後、直ちに当社の取締役または監査役に就任したときは、当該取締役または監査役の地位を有する間、権利行使することができる。</p> <p>さらに、新株予約権者が行使可能期間中に死亡した場合には、相続人は死亡時より6ヶ月以内に限り権利行使することができる。</p> <p>その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況  
(平成16年6月22日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,903
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,903
新株予約権の行使時の払込金額(円)	28,870
新株予約権の行使期間	平成18年6月23日から 平成26年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 28,870 資本組入額 14,435
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時においても当社の使用人の地位であることを要する。</p> <p>また、当社の使用人の地位を喪失した場合でも地位喪失時の属する月の末日より3ヶ月以内において権利行使することができ、使用人の地位を離れた後、直ちに当社の取締役または監査役に就任したときは、当該取締役または監査役の地位を有する間、権利行使することができる。</p> <p>さらに、新株予約権者が行使可能期間中に死亡した場合には、相続人は死亡時より6ヶ月以内に限り権利行使することができる。</p> <p>その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

(平成17年6月24日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,514
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,514
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,650
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から 平成27年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 30,650 資本組入額 15,325

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時においても当社の使用人の地位であることを要する。</p> <p>また、当社の使用人の地位を喪失した場合でも地位喪失時の属する月の末日より3ヶ月以内において権利行使することができ、使用人の地位を離れた後、直ちに当社の取締役または監査役に就任したときは、当該取締役または監査役の地位を有する間、権利行使することができる。</p> <p>さらに、新株予約権者が行使可能期間中に死亡した場合には、相続人は死亡時より6ヶ月以内に限り権利行使することができる。</p> <p>その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 (注)	330	1,427,607	3	8,384	3	10,959

(注) 発行済株式総数及び資本金等の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間におきまして、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,427,277	1,427,277	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,427,277	-	-
総株主の議決権	-	1,427,277	-

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数4個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高（円）	43,800	43,000	42,100
最低（円）	40,950	40,350	40,750

（注） 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおきまして、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の四半期財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額につきましては、従来、千円単位で記載しておりましたが、当第1四半期会計期間及び当第1四半期累計期間より百万円単位をもって記載することに変更いたしました。なお、比較を容易にするため、前第1四半期会計期間及び前第1四半期累計期間につきましても百万円単位に組替え表示しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）にかかる四半期財務諸表ならびに当第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）にかかる四半期財務諸表につきまして有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,141	9,359
売掛金	3,103	3,377
商品及び製品	941	973
原材料及び貯蔵品	1,672	1,257
その他	4,287	3,650
貸倒引当金	24	26
流動資産合計	18,121	18,591
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	8,156	8,372
その他(純額)	2,995	3,114
有形固定資産合計	11,151	11,486
無形固定資産	1,233	1,321
投資その他の資産		
差入保証金	15,911	15,962
その他	1,074	1,068
貸倒引当金	88	95
投資その他の資産合計	16,896	16,935
固定資産合計	29,282	29,744
資産合計	47,404	48,335
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,210	2,660
短期借入金	200	200
1年内返済予定の長期借入金	195	195
未払法人税等	148	2,661
賞与引当金	171	-
その他	9,106	9,221
流動負債合計	12,032	14,938
固定負債		
長期借入金	230	230
役員退職慰労引当金	19	19
資産除去債務	3,588	-
その他	226	87
固定負債合計	4,064	336
負債合計	16,096	15,274

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	8,384	8,380
資本剰余金	10,959	10,955
利益剰余金	12,254	13,868
株主資本合計	31,597	33,204
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	290	143
評価・換算差額等合計	290	143
純資産合計	31,307	33,061
負債純資産合計	47,404	48,335



(2) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	23,880	25,170
売上原価	6,589	6,829
売上総利益	17,291	18,341
販売費及び一般管理費	1 <sub>1</sub> 15,257	1 <sub>1</sub> 16,271
営業利益	2,033	2,069
営業外収益		
受取利息	0	3
受取補償金	31	0
プリペイドカード失効益	30	30
その他	28	78
営業外収益合計	91	112
営業外費用		
支払利息	6	2
その他	0	5
営業外費用合計	7	7
経常利益	2,117	2,175
特別利益		
退移店補償金	-	2
その他	-	0
特別利益合計	-	2
特別損失		
減損損失	376	312
固定資産除却損	11	6
固定資産臨時償却費	-	705
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,852
その他	7	1
特別損失合計	395	3,878
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	1,722	1,700
法人税等	2 <sub>2</sub> 783	2 <sub>2</sub> 656
四半期純利益又は四半期純損失( )	938	1,043

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ( )	1,722	1,700
減価償却費	859	866
固定資産臨時償却費	-	705
減損損失	376	312
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,852
引当金の増減額( は減少)	12	162
受取利息及び受取配当金	0	3
支払利息	6	2
為替差損益( は益)	0	0
有形固定資産除却損	18	6
売上債権の増減額( は増加)	299	273
たな卸資産の増減額( は増加)	89	383
仕入債務の増減額( は減少)	354	449
その他	158	212
小計	3,008	2,433
利息及び配当金の受取額	0	3
利息の支払額	5	0
法人税等の支払額	917	2,437
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,086	1
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	1,085	713
無形固定資産の取得による支出	124	111
差入保証金の差入による支出	222	83
差入保証金の回収による収入	92	163
その他	58	22
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,281	722
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	2	7
配当金の支払額	368	502
財務活動によるキャッシュ・フロー	365	494
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	439	1,218
現金及び現金同等物の期首残高	3,956	9,359
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,395	8,141

## 【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は65百万円減少し、税引前四半期純損失は2,918百万円増加しております。また、当会計基準の適用開始による資産除去債務の変動額は3,517百万円であります。

## 【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しましては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前事業年度末以降に経営環境等、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

## 【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
税金費用の計算	税金費用につきましては、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

## 【追加情報】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)	当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用することを契機として、店舗不動産の賃貸借契約等を調査いたしました。 この結果、近年、賃借期間が制限された定期賃貸借契約に基づく出店が増加していることを受け、当第1四半期会計期間より、対象となる有形固定資産につきまして、当該賃借期間へと耐用年数の見積りを変更しております。また、同物件につきまして、過年度分の償却費相当額を臨時償却しております。 この変更により、従来の方によった場合に比べ減価償却費は16百万円増加し、営業利益及び経常利益は同額減少し、税引前四半期純損失は721百万円増加しております。

【注記事項】

( 四半期貸借対照表関係 )

当第 1 四半期会計期間末 (平成22年 6月30日)	前事業年度末 (平成22年 3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 23,369百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 22,136百万円
2. 貸出コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と貸出コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当四半期会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 4,000百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 4,000百万円  コミットメントライン契約につきましては、各事業年度の第 2 四半期決算及び年度決算における貸借対照表の純資産の部の金額及び損益計算書の営業利益等により算出される一定の指標、及び損益計算書の経常損益の状態を基準とする財務制限条項が付されております。	2. 貸出コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と貸出コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 4,000百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 4,000百万円  コミットメントライン契約につきましては、各事業年度の第 2 四半期決算及び年度決算における貸借対照表の純資産の部の金額及び損益計算書の営業利益等により算出される一定の指標、及び損益計算書の経常損益の状態を基準とする財務制限条項が付されております。

( 四半期損益計算書関係 )

前第 1 四半期累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 6月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年 6月30日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当及び賞与 6,571百万円 賞与引当金繰入額 13百万円 役員退職慰労引当金繰入額 0百万円	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当及び賞与 6,937百万円 賞与引当金繰入額 171百万円 役員退職慰労引当金繰入額 0百万円
2. 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。	2. 同左

( 四半期キャッシュ・フロー計算書関係 )

前第 1 四半期累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 6月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年 6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年 6月30日現在) 現金及び預金 4,595百万円 預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金 200百万円 現金及び現金同等物 4,395百万円	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 6月30日現在) 現金及び預金 8,141百万円 現金及び現金同等物 8,141百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,427,607株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	570	400	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、直営店事業を中心としたほぼ単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成22年 6 月30日)	前事業年度末 (平成22年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	21,930.26円
1 株当たり純資産額	23,163.91円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

前第 1 四半期累計期間 (自平成21年 4 月 1 日 至平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自平成22年 4 月 1 日 至平成22年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	657.72円 654.33円
	1 株当たり四半期純損失金額 731.06円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額につき ましては、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純 損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額または 1 株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自平成21年 4 月 1 日 至平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自平成22年 4 月 1 日 至平成22年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額または 1 株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益または四半期純損失 ( ) (百万円)	938	1,043
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益または四半期純損失 ( ) (百万円)	938	1,043
期中平均株式数 (株)	1,426,489	1,427,466
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	7,384	-
(うち新株予約権)	(7,384)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象)

当第 1 四半期会計期間 (自平成22年 4 月 1 日 至平成22年 6 月30日)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月5日

スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 敏幸 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 孫 延生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスターバックス  
コーヒー ジャパン 株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（平  
成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に  
係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半  
期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表  
に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。  
四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続  
その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実  
施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる  
四半期財務諸表の作成基準に準拠して、スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態  
並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信  
じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告  
書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月 5日

スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 敏幸 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 孫 延生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスターバックス  
コーヒー ジャパン 株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の第1四半期会計期間（平  
成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に  
係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半  
期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表  
に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。  
四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続  
その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実  
施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる  
四半期財務諸表の作成基準に準拠して、スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社の平成22年6月30日現在の財政状態  
並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信  
じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間  
より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告  
書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。